栗原市社協 第90号 若柳支所だより

令和6年2月1日 発行

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会 若柳支所
〒989-1502 栗原市若柳字川南戸ノ西4番地 TEL0228-32-3083 FAX0228-24-7262

若柳支部地域支援事業（歳末たすけあい募金配分事業）
若柳一人暮らし高齢者等年末見守り事業

年の瀬、在宅の77歳以上一人暮らし高齢者世帯の方々に各地区社協、ボランティア、民生委員の皆さんに協力をいただき、見守り訪問事業を実施しました。

訪問の際、今年も迫桜高等学校の生徒さんが育てた色鮮やかなシクラメンの鉢植えを手に持ち、一件一件声がけます。

「居だの～」「はいらいん」との会話に外は寒いが、心は温ったか。「いつも　気にかけてもらってます。おかげで安心」そんな声が届けられました。

社協若柳支部ではつながりを切らない、支え合いができる地域づくりを目指してまいります。

迫桜高校からスタートした贈り物は、沢山の人の思いが込められリレーとなって届けられます

元町2区　いつも声がけしてもらいます

世帯多い片町2区　訪問前の打合せ

若柳支部地域支援事業（歳末たすけあい募金配分事業）
第11回わかやなぎ福祉のつどい

令和5年11月18日（土）若柳総合文化センターを会場に、若柳地区ボランティア連絡協議会と共催で開催しました。

福祉を学んだ若柳小学校4年生の発表、迫桜高等学校福祉教養系列と合唱部の発表、そして、前 栗原中央病院 副院長 石田健司先生の記念講演。また、小ホールでの子育て支援ブースでは、初の「朝ごはん食堂」を開設。大盛況で世代を超えた交流の場となりました。

子供達に元気をもらい、健康や福祉に対する意識が持て、誰もが支え合い、自分らしく暮らせる地域づくりの一歩となる事業でした。

「フレイル予防は繋がりづくり」石田先生の講話

最期はやっぱりロコモ体操！

賑わった　朝ごはん食堂

こちらはお屋外交流カフェ

ありがとう

お陰様で「第11回わかやなぎ福祉のつどい」は盛会に終了しました。住民皆さんのご参加・ご協力に感謝申し上げます。

この広報紙は、共同募金の配分金により発行しております。

若柳支部地域支援事業(歳末たすけあい募金配分事業)

社協「にこにこカフェ」を開催中

社協若柳支所内にて、毎月25日にこにこカフェを開催しています。「にこにこカフェ」は、普段の暮らしの中に社協(栗原市社会福祉協議会)を身近に感じて欲しいとの思いからできた、住民が気軽に集える場所です。

開設から5年、今では、常連の元気アップ体操のグループに他地区の方も交わる集いの場となっています。

誰でも来ていい場所がここ「社協にこにこカフェ」

「近頃誰とも会えず会話もできない…。」「誰かとお話がしたい…。」「ボランティアの少人数の打ち合わせ…など。」お茶やコーヒーなどを準備しお待ちしております。どなた様でも気軽にご利用できます。

◆毎月25日開催(休日の場合は繰り下げ)
今後の予定は
2月26日(月)・3月25日(月)
4月25日(木)
◆時　間　午前10時～午後2時
◆参加費　無料

総合相談事業「合同相談」開催のお知らせ

社協会費充当事業

法テラス宮城様にご協力いただき、弁護士による法律相談及び本会相談員による生活相談を開催します。

●日時　**2月22日(木)** 13時30分～16時
●場所　**瀬峰保健センター**(栗原市瀬峰長者原37番地2)
●内容

法律相談　**借金・相続・遺言等**
※相談は無料で、事前の予約が必要です。
●予約申し込み先　**法テラス宮城**
☎050-3383-5538

生活相談　**日常生活での困りごと相談**
(生計・家族に関すること等)
※事前予約は必要ありません。
●予約・問合せ先　**地域福祉課　☎23-8087**

総合相談事業のお知らせ【相談無料・秘密厳守】

生活上の困りごと・心配ごとの相談はございませんか。お気軽にご相談ください。

また、お茶っこ会等の地区行事へのボランティア派遣相談も受け付けています。

◆生活相談

開設日	開設時間
2月6日(火) 3月5日(火)	9時30分～11時30分
2月20日(火) 3月19日(火)	13時30分～15時30分

《場　所》若柳多目的研修センター内　栗原市社会福祉協議会若柳支所
◆電話相談
開　設　日：毎週月曜日から金曜日
開設時間：8時30分～17時30分
《問い合わせ先》栗原市社協若柳支所　電話：32－3083

◆◇◆ 令和6年 能登半島地震 災害義援金募集 ◆◇◆

栗原市社会福祉協議会・栗原市共同募金委員会では、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」に対し義援金を募集しております。

社協本所・支所・事業所に募金箱を設置しておりますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

お寄せいただいた募金は、中央共同募金会を通じ、被災された方々へ届けられます。

この広報紙は、共同募金の配分金により発行しております。